

千葉県入札監視委員会令和元年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和元年8月1日(木) ホテルプラザ菜の花 3階 会議室「菜の花」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ○ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) ◎ 柳 久之 (研修講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に23件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に5件(5者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

## 審議事案概要

- 今回の審議対象期間（平成30年10月1日～平成31年3月31日）中の低入札価格調査案件では、全ての案件において調査対象となった業者が契約に至っていない状況だが、仮に低入札価格調査対象者が落札し契約に至った場合と、実際の契約金額とではどれくらいの差額があるのか。
- 今回の審議対象期間中に指名停止となった建設業者のうち、千葉県発注工事に関連する業者が2者あるが、どのような背景があって指名停止に至ったのか。
- 水道局発注の案件については、落札決定前に業者が入札を辞退していれば、指名停止となることも無く、再発注を行う必要も生じなかったということである。

業者にも責任があるが、発注者としても、円滑な事務執行の推進と事後の事務負担の軽減という観点から、予め業者の状況について情報収集をしておくべきである。
- 今回の審議対象期間に低入札価格調査となった23件のうち、低入札価格調査対象者が価格失格となった5件を除く18件について、低入札価格調査対象者が契約に至った場合の契約金額と、実際の契約金額とを比較すると、低入札価格調査対象者が契約に至った場合の契約金額の方が288,555,480円安くなる計算となっている。
- 1者については、千葉県水道局発注工事の一般競争入札への入札参加申請中、他の指名競争入札の案件を落札し、技術者の配置ができないとして、契約辞退を申し出たものである。本工事については、今年2月に再度一般競争入札にかけて、契約に至っている。

もう1者については、千葉県警察本部発注の工事において、提出された主任技術者等選任通知書の中で、監理技術者と営業所の専任技術者とが同一人物ではないかという疑義が生じ、監理技術者が専任をしていなかったことが判明した。

本工事についても、工事自体はそのまま契約に至り、施工も完了している。

<p>○ 警察本部発注の案件について、監理技術者が専任を要していなかったという事実は、工事の施工上何らかの不都合が生じたことで判明したことなのか。</p> <p>○ 建設業者の技術者不足が問題となっている中で、不都合がないにも拘わらず、監理技術者を専任で配置しなければならないというのは業者にとって厳しい条件なのではないか。</p>	<p>○ 実際の配置技術者は資格を持たない技術者であったが、工事自体に何か問題が生じたわけではなかった。</p> <p>○ 一定額以上の工事については、建設業法において技術者の専任が定められているが、請負金額がそれに満たない工事については配置技術者の兼務を可能にする等の対応はしている。</p>
--	---

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【県単港湾整備（港建特別）工事（外貿1号上屋耐震改修建築）】</b></p> <p>○ 本件工事発注の起因となる耐震診断は、いつ行ったのか。  また、交換する既存のブレースと新設するブレースでは何が違うのか。</p> <p>○ 耐震改修が必要と判断されたのは、耐震性能に係る基準が変わったからではないのか。</p> <p>○ なぜ今頃になって耐震診断を行ったのか。</p> <p>○ 既存のブレースはいつ取り付けられたものか。</p>	<p>○ 耐震診断は平成28年度に実施した。交換する既存のブレースは、軸となっている部分の溶接箇所が早期に破断してしまう可能性があり、今回の工事でJ I S（日本産業規格）の基準に適合したものと交換することとしている。</p> <p>○ 耐震性能に係る基準は昭和56年に改正されており、これ以前に建築されたものであったことから耐震診断を実施したところ、耐震性能の不足が明らかになった。  ただし、昭和56年以前に建築されたもの全てについて耐震性能が不足するわけではない。</p> <p>○ 本県では「県有建築物の耐震化整備プログラム」を策定し、主要な建築物の耐震化を進めており、これらについてはほとんどの耐震化が完了している。残る建築物についても早期に耐震化を行うよう、順次、耐震改修を行っているところである。</p> <p>○ 本建築物は昭和55年に新築されており、そのときに取り付けられたものである。</p>

<p>○ 低入札価格調査対象となった業者はかなり低い金額で入札しているが、このような金額で実際に工事が可能なのか。</p> <p>○ 「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」において、低入札価格調査報告書を提出しない理由を、「所定の要件を満たす報告書の提出が困難であることが明らかになったため」としているが、詳しい理由について把握しているか。</p> <p>○ 報告書の提出が困難である理由がわからないと、今後も同様の事態が継続する。ヒアリング等により実態を把握してはどうかと考える。</p> <p>○ 入札の参加要件を満たした業者は何者あったのか。</p>	<p>○ 予定価格と低入札価格調査対象となった業者の入札額とは約6千万円の開きがあり、この内訳を確認したところ、仮設工事、屋根工事、塗装工事について大きく差があった。このうち、仮設工事については受注者が任意に計画できるものとなっているため、金額に差が出やすい項目となっている。屋根工事については、現場での折板屋根の成型費などの現場経費に差があり、塗装工事については、塗装の単価そのものに大きな差があった。</p> <p>低入札価格調査が実施されていないため、業者がどのように積算を行ったのか不明であり、金額の妥当性についてはわかりかねるが、今回の工事で使用する高額な塗料の単価について誤認があった可能性があると考えられる。</p> <p>○ 提出のあった届出に記載されている理由以外について調査等は行っていない。</p> <p>○ 48者である。</p>
--	---

○ 資格確認申請の段階で手を挙げた（一般競争入札案件）にもかかわらず、入札を辞退した2者について、その理由は確認しているか。

○ 1者の辞退理由については「技術者の確保が困難であるため」、もう1者の辞退理由については、「会社都合」となっている。

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【新堀川 電気設備製作据付工事】</b></p> <p>○ 業者が提出した工事費内訳書について、工事価格と、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額とが異なっているため入札を無効としたとのことだが、工事価格と各項目の合計額に違いが生じた原因は何か。</p> <p>○ 過去に工事費内訳書の不備によって入札が無効となった事例はあるのか。</p> <p>○ 工事費内訳書に記載の工事価格と工事費内訳書の項目ごとの合計額が1円違っていてもきちんと積算しなかったということになるのか。</p> <p>○ 低入札価格調査を中止したとあるが、具体的に何が問題となったのか。</p> <p>○ ヒアリングで提出された見積書の日付が開札日以降でも、実際に工事が可能であれば通すことはできないのか。</p>	<p>○ 公告縦覧の際に、工事費内訳書の記載様式等を示したりしているが、業者に対して具体的な原因を聞いていないため不明である。</p> <p>○ 海匠農業事務所では過去5年間で事例はなく、農林水産部全体でも同様の事例があったということは聞いていない。</p> <p>○ 入札に参加する業者については、しっかりと積算したうえで入札を行うものであると認識しているため、工事費内訳書の項目ごとの合計額と工事価格は一致するものと考えている。</p> <p>○ 業者が提出した低入札価格調査報告書に基づき、積算の根拠について確認したところ、下請業者から徴取した見積書の宛てが当該業者でなかったり、見積書の日付が開札日以降となっているなどの不備があったことから、調査を中止することとした。</p> <p>○ 開札日以降の見積もりであると妥当な金額で外注先と契約しているのか、指値ではないか等の疑義が生じる。発注者の責務としても、下請けを含めて適正な利潤が上げられる必要があることから、これは認められない。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同じような金額で同じような工事を過去に施工しているなど、当該工事規模の参加資格を有する能力のある業者の経験値は適用できないのか。</li> <li>○ 低入札価格調査は何を目的として考えられているのか。</li> <li>○ この調査報告書は、業者を落とすためのものなのか、それとも安い金額でもできれば参加させたいというものなのか。</li> <li>○ 調査報告書の再提出は認めているのか。</li> <li>○ 低入札価格調査制度のルールは千葉県独自のものなのか、国土交通省のガイドライン等を引用しているのか。</li> <li>○ 千葉県は材料購入時の価格が不明なものの使用は認めていないが、それを積算が正しくないというのか。</li> <li>○ 契約の原則というのは公平性、経済性、履行の確保が大きな3本柱だと思うのだが、今の説明はそのどれにあたるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札した金額で施工可能と説明できれば契約する。そのためにはその金額の妥当性・根拠を説明してもらう必要がある。今回は入札者あてではない見積書を提出しているということで採用には至っていない。</li> <li>○ 基準価格を下回った工事があった場合に、その価格で発注者の契約内容が適切に履行されるのかを確認する制度と認識している。目的としてはダンピング受注の防止である。</li> <li>○ 調査報告書は当該入札金額で施工できるという内容を記載するものであり、記載できないのであれば、妥当性は認められない。</li> <li>○ 認めていない。</li> <li>○ 国に準じた形で千葉県も適用している。</li> <li>○ 公共工事については労務や材料を適正に管理する等が行えなければ、求める構造物はできないと考えており、そのため適正な価格というのはきちんと設定されるべきと考えている。</li> <li>○ 適正な履行が可能な会社に、適正な対価を支払うものと考えている。</li> </ul>
--	---



意見・質問	回 答
<p><b>事案3 一般競争入札 事後審査型</b> <b>【情報収集装置設置等工事（柏市）】</b></p> <p>○ なぜ予定価格と同額の入札になったのか。</p> <p>○ 指名した12者のうち、10者辞退となった理由は何か。</p> <p>○ 入札価格を公表しているのに、それを下回る価格で入札しないのはなぜなのか。</p> <p>○ 無電柱化に係る工事ということだが、それに対してどのような対応をしているのか。</p> <p>○ 辞退理由として、技術者の配置が困難とすることであったが、別工事を担当していたのか。</p>	<p>○ 予定価格が公表されているため、自社積算により予定価格と同額の価格が妥当と判断したものと思われる。</p> <p>○ 辞退理由として多かったものは、他の工事を受注していることにより、技術者の配置が困難との理由によるものである。</p> <p>○ 予定価格を下回る価格では利益圧縮等に繋がる恐れがあり、予定価格と同額の価格であれば、妥当と判断されたものと思われる。</p> <p>○ 本工事で設置する情報収集装置とは、車両感知器のことであり、それにより得られたデータをもとに信号機の制御を行っている。 感知器と信号機はケーブルで繋がれ、集約されたデータを管制センターへ送っている。 そのケーブルを共同溝に埋設することが本工事に含まれているが、感知器及び信号機の柱については、最低限必要なものとして地上に設置しているものとなる。</p> <p>○ 無電柱化に伴う同種案件の発注が同時期に1件重複しており、その案件（情報収集装置設置等工事（四街道市ほか））については、12者中8者が応札していることから、技術者不足に加え、工事場所における施工難易度等を加味した上で、入札参加の是非を選択したものと思われる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月に発注をしているが、発注の平準化という点について考えられたものなのか。</li> <li>○ 同時期発注の案件（情報収集装置設置等工事（四街道市ほか））についても予定価格と同額の落札だったのか。</li> <li>○ 同時期発注の案件（情報収集装置設置等工事（四街道市ほか））について、応札者8者すべてが同額だったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件は、共同溝の工事完成に合わせる必要があることから、発注時期が制約されていたが、その他の発注案件については、年度内における平準化に努めているところである。</li> <li>○ こちらの案件は、予定価格に対し99.9%の入札額での落札となる。</li> <li>○ 落札した1者が予定価格に対し99.9%の入札額で、残り7者は予定価格と同額であった。</li> </ul>
---	--

意見・質問	回 答
<p><b>事案4 指名競争入札</b>  <b>【袖ヶ浦浄水場機械設備更新工事(配水池流出流量制御弁)】</b></p> <p>○ 業者選定について、指名業者数が12者ということだが、資格要件に該当するのが12者ということか。</p> <p>○ 12者の選定方法について説明を頂きたい。</p> <p>○ 業者選定にあたって何かルールが決まっているのか。</p> <p>○ 業者選定のルールに関してはもう少し厳格にした方がいいのではないかと感じた。  また、指名の機会均等という面から、指名回数等も考慮した上で業者選定を行うことも検討してほしい。</p> <p>○ 開札調書に関して、2者が同額の入札金額となっており、くじで落札者を決定しているが、このような事例はよくあることなのか。</p> <p>○ 辞退理由は、どういったものであったか。</p>	<p>○ 資格要件に該当するのは36者であり、その中から12者を選定している。</p> <p>○ 同種工事の施工実績数の多い者、総合点数の高いものから選定している。</p> <p>○ 当事務所での選定方法としては、コリンズの実績登録数の多いもの、あるいは実績があり総合点数の高いもの、過去の当事務所との契約・施工実績、応札実績、営業実績等も踏まえて選定している。</p> <p>○ 検討していきたい。</p> <p>○ よくあることではない。  入札に際しては、業者から工事費内訳書を徴しているが、それぞれの業者は独自に積算しており、切りのいい数字で偶然金額が一致したものと考えている。</p> <p>○ 辞退理由は、会社の都合、技術者不足、手持ち工事が多くさらに受注することが困難というものであった。</p>

- 予定価格の公表案件は、極めて高落札率になる傾向があるため、抜本的に考える時期に来ていると感じる。

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b>  <b>【江戸川幹線845工区関連附帯工事(その4)】</b></p> <p>○ 本工事を随意契約で発注した理由は何か。</p> <p>○ 本体工事の遅延のために随意契約で実施したとのことだが、遅延理由等についてもしっかりと書面に明記をし、説明責任を果たすべきではないかと考える。</p> <p>○ 予定価格と契約金額が一緒になった理由は何か。</p>	<p>○ 本工事は本体工事の追加工事である。</p> <p>特殊マンホール改良工は、特殊マンホール内における歩廊や昇降設備の設置の追加で、これは工事中の江戸川第一終末処理場への汚水の流入を防ぐ角落しの設置に伴い、維持管理を行う上で必要となったため設置するものである。</p> <p>角落としについては、本体工事の発注以降に下水道不明水対策として、現在稼働中の江戸川第二終末処理場の揚水ポンプの改良工事に伴い、改良工事の間中はポンプ能力が低下し、設計水位より下水が上昇するリスクが想定されたため、設置したものである。</p> <p>これら追加工事は本体工事完了後に別工事で発注する予定であったが、本体工事の遅延により、妙典橋の開通時期が近づいていたことから、早急に工事を実施するため、随意契約で実施したものである。</p> <p>○ 業者の積算精度が向上しており、適正に算定された結果であると考えている。</p>

<p>○ 予定価格と契約金額が一緒になった理由について、業者の積算能力が向上しているとのことだが、積算するにあたって、ヒントとなるものがあってこういう結果となったのか。</p> <p>○ 当初契約である本体工事に変更が生じた理由は何か。</p> <p>○ 本体工事の工期が遅れた理由は何か。</p> <p>○ 契約変更は、契約締結後の予期せぬ事象があった場合にのみ行うものであり、本来あってはならないものだという視点に立ち、当初契約の段階でしっかりとした設計を行うべきである。</p>	<p>○ 積算単価は、一部、歩廊や昇降設備などの特別調査を行って設定した単価もあるが、その他は県単価もしくは物価版に掲載されている単価を使用しており、業者において適正に算定された結果と考えている。</p> <p>○ 本体工事であるシールド工事において、シールドマシンの既存人孔への到達見込が出水期となり、既存人孔内の水量が増える恐れがあったため、人孔直前までの施工となった。 今回追加した到達部補強工は、シールド工と到達人孔の接続部をセグメントによって補強を行うものである。本体工事であるシールド工とは、別工法となることから、別工事で発注する予定としていたが、妙典橋の開通が近づいていたことから、早急に工事を実施するため、契約変更とした。</p> <p>○ 地中障害物の対応や水位が上昇したこと等による。</p>
--	--

## 委員講評

- 低入札価格調査において、提出書類の不備を確認することは重要であると思うが、そのような形式的な調査方法よりも、ヒアリング等の方法で、低入札の原因や、履行の可否について確認をとるという方向に変えられたら良いのではと感じた。

- 県民の為に、可能な限りコストを抑えて工事の施工や入札・契約手続きを行うということをしかりと理解した上で、それが担保できるような制度や運用を考えていただきたい。

具体的に言えば、業者へのヒアリングの際は、書面上からは読み取れないことであっても実態としてしかりと積算が出来ていることが確認できれば問題ないとするなど、形式的な側面だけにとらわれないやり方を検討して頂きたい。

また、発注者として説明責任をしかりと果たすことも重要だと思う。入札・契約手続きの経過について、口頭での説明だけではなく、書面でしかりとエビデンスを残してもらいたい。

- 委員会では毎回同じような議題が挙がっており、それに対する対策が見いだせていない状況だと感じた。

現在、建設業界は人材不足に並行するような形で、ロボットやAIの活用などが進んでおり、また今後は建設を学ばない様々な分野の人材が流入してくることが予想されている。そのような状況の中で、どのように工事の品質を担保していくかが問題となると考えられる。もし発注者側が、受注者の提出書類のチェックを第一に考えるとすれば、書類の作成に長けている人が受注できてしまうという事態が発生する可能性もある。技術者の経験値をどう評価していくかという点で、総合評価方式に加え、千葉県独自の評価方法を設けるなどの対応も検討してもらいたい。

また、材料の選定の違いによって業者間の積算に差が出たという話があったが、もしその差が出るのであれば、発注者側の責任もあると考えられる。メンテナンスしやすい材料や工法の選定を、発注の時点で明記するべきだと考える。

- 低入札価格調査制度については、下請業者の保護を図ることも大事なことであり、工事価格が安ければ良いということではないのは承知だが、低入札価格調査対象となった業者と契約した場合の契約金額と、実際の契約金額とでは3億円近い差が出るという審議事案概要の説明も踏まえると、それだけの金額差が生じても品質を確保する理由について厳格に説明が求められると思う。

また、低入札価格調査の審査基準についても、まずは建設業者の実態を調査し、どのような審査基準を設ければ目的を達成できるのかということを検討した上で、審査基準の見直しを図る必要があると考える。

- 県民から見て、入札・契約手続きの処理方法が確かなものなのか、県民に喜ばれる契約ができるかというところを考えてもらいたい。

また、中小企業庁でも仕様書の明確化や提出書類の簡素化、合理化について通知を发出している。発注者側の都合だけでなく、契約の相手方に対する配慮も含めて考えてもらいたい。